

不審電話に関する事例

広島県内において、廿日市市内の被保険者宅に男性から、「医療費の払戻しが21,823円あるので、携帯電話を持って金融機関の窓口へ行って手続きをしてください。」との電話があった。

怪しいと思った被保険者が、「携帯電話は持っていないので手続きができません。」と答えると、電話は切られた。

被保険者が、念のため市担当課に問い合わせをしたことにより、当該事案が全くの虚偽の内容であることが判明した。

不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985 - 62 - 0921（業務課）